

【LIFE関連加算】

必見！ 解釈通知 令和3年介護報酬改定

老老発0316第4号通知 令和3年3月16日

「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」より

ADL維持等加算編(通所・特定・特養)

講師：高頭 晃紀

(日本ケアコミュニケーションズ チーフコンサルタント)

ポイント

- 通所介護、特定施設、特養における、ADL維持等加算の算定には、LIFEへのデータ提出が必要です
- ADL維持等加算は、いわゆるアウトカム加算です。利用者のADLが全体として維持・向上されている場合に利用者全員に算定できます
- 通所系サービスの方は、慣れていらっしゃると思いますが、一部要件が変更されています
- また、通所系サービスは、経過的な加算(加算Ⅲ)が算定可能です
- 通所、特定、特養とも新加算を4月算定可能な場合があります
- 提出頻度は、評価対象利用開始月及び評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月の翌月10日までに提出です
- フィードバックによるPDCAサイクルが必要です

告示：通所介護費

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ ADL維持等加算（Ⅰ） 30単位

ロ ADL維持等加算（Ⅱ） 60単位

十五の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注の厚生労働大臣が定める期間

ADL維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して十二月までの期間

算定要件

十六の二 通所介護費、特定施設入居者生活介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費及び介護福祉施設サービスにおけるADL維持等加算の基準

イ ADL維持等加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) **評価対象者**（当該事業所又は当該施設の利用期間（(2)において「評価対象利用期間」という。）が六月を超える者をいう。以下この号において同じ。）の**総数が十人以上であること**。
- (2) **評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月**（以下「評価対象利用開始月」という。）**と、当該月の翌月から起算して六月目**（六月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月）**においてADLを評価し、その評価に基づく値**（以下「**ADL値**」という。）**を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること**。
- (3) 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して六月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値（以下「**ADL利得**」という。）の**平均値が一以上であること**

ロ ADL維持等加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること

- (1) イ(1)及び(2)の基準に適合するものであること。
- (2) **評価対象者のADL利得の平均値が二以上であること**。

解釈通知

① ADL維持等加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について

イ ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、BARTHEL INDEX を用いて行うものとする。

ロ 大臣基準告示第16号の2イ(2)における厚生労働省へのADL値の提出は、「科学的介護情報システム(LONG-TERM CARE INFORMATION SYSTEM FOR EVIDENCE)」(以下、「LIFE」という。)を用いて行うこととする。

解釈通知（通所の計算方法）

ハ 大臣基準告示第16号の2イ(3)及びロ(2)における**ADL利得**は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を**控除して得た値**に、次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄の評価対象利用**開始月に測定したADL値**に応じてそれぞれ同表の**右欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値**とする。**※特養、特定は表が違っているので注意！**

1 2以外の者	ADL値が0以上25以下	1
	ADL値が30以上50以下	1
	ADL値が55以上75以下	2
	ADL値が80以上100以下	3
2 評価対象利用開始月において、初回の要介護認定（法第27条第1項に規定する要介護認定をいう。）があった月から起算して12月以内である者	ADL値が0以上25以下	0
	ADL値が30以上50以下	0
	ADL値が55以上75以下	1
	ADL値が80以上100以下	2

特定の表

ADL利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を**控除して得た値**に、次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄の評価対象利用**開始月に測定したADL値**に応じてそれぞれ同表の**右欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値**とする。

1 2以外の者	ADL値が0以上25以下	2
	ADL値が30以上50以下	2
	ADL値が55以上75以下	3
	ADL値が80以上100以下	4
2 評価対象利用開始月において、初回の要介護認定（法第27条第1項に規定する要介護認定をいう。）があった月から起算して12月以内である者	ADL値が0以上25以下	1
	ADL値が30以上50以下	1
	ADL値が55以上75以下	2
	ADL値が80以上100以下	3

特養の表

ADL利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を**控除して得た値**に、次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄の評価対象利用**開始月に測定したADL値**に応じてそれぞれ同表の**右欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値**とする。

1 2以外の者	ADL値が0以上25以下	3
	ADL値が30以上50以下	3
	ADL値が55以上75以下	4
	ADL値が80以上100以下	5
2 評価対象利用開始月において、初回の要介護認定（法第27条第1項に規定する要介護認定をいう。）があった月から起算して12月以内である者	ADL値が0以上25以下	2
	ADL値が30以上50以下	2
	ADL値が55以上75以下	3
	ADL値が80以上100以下	4

バーセルインデックス

バーセル・インデックスは、食事、移乗（車椅子・ベット間）、整容、トイレ動作、入浴、歩行、階段昇降、着替え、排便、排尿の10つの生活動作を100点満点で採点するものです。採点は、項目によっては、最高点が10点のものと15点のものがありますが、いずれも介助の量に応じて5点刻みで配点されます。

バーセルインデックス

バーセルインデックス (Barthel Index 機能的評価)

	点数	質問内容	得点
1	食事	10	自立、自助具などの装着可、標準的時間内に食べ終える
		5	部分介助(たとえば、おかずを切って細かくしてもらう)
		0	全介助
2	車椅子から ベッドへの 移動	15	自立、ブレーキ、フットレストの操作も含む(非行自立も含む)
		10	軽度の部分介助または監視を要する
		5	座ることは可能であるがほぼ全介助
		0	全介助または不可能
3	整容	5	自立(洗面、整髪、歯磨き、ひげ剃り)
		0	部分介助または不可能
4	トイレ 動作	10	自立(衣服の操作、後始末を含む、ポータブル便器などを使用している場合はその洗浄も含む)
		5	部分介助、体を支える、衣服、後始末に介助を要する
		0	全介助または不可能
5	入浴	5	自立
		0	部分介助または不可能
6	歩行	15	45M 以上の歩行、補装具(車椅子、歩行器は除く)の使用の有無は問わず
		10	45M 以上の介助歩行、歩行器の使用を含む
		5	歩行不能の場合、車椅子にて 45M 以上の操作可能
		0	上記以外
7	階段 昇降	10	自立、手すりなどの使用の有無は問わない
		5	介助または監視を要する
		0	不能
8	着替え	10	自立、靴、ファスナー、装具の着脱を含む
		5	部分介助、標準的な時間内、半分以上は自分で行える
		0	上記以外
9	排便 コントロール	10	失禁なし、浣腸、坐薬の取り扱いも可能
		5	ときに失禁あり、浣腸、坐薬の取り扱いに介助を要する者も含む
		0	上記以外
10	排尿 コントロール	10	失禁なし、収尿器の取り扱いも可能
		5	ときに失禁あり、収尿器の取り扱いに介助を要する者も含む
		0	上記以外
合計得点(/100点)			

※1 得点：0～15点

※2 得点が高いほど、機能的評価が高い。

算定要件の整理：評価対象期間と対象者 (通所を例とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
算定開始月													★	
評価対象期間 前年の同月から起算して十二月までの期間	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆		
利用者A			60	6か月後					70					
利用者B				50								50		
利用者C	55						50							

1. 利用者ごとのADL利得を求める→Aさん+10、Bさん+0、Cさん-5
2. 表の値を算出→Aさん+2、Bさん+1、Cさん+2
3. 利得に加える→Aさん+12、Bさん+1、Cさん-3
4. 平均を算出→ $(12 + 1 - 3) \div 3 = 3.3$ (対象者が10人以上必要です)
5. 平均値が2以上なので、加算(Ⅱ)が4月から12か月間、算定可能！

ただし、その1

二八においてADL利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、ADL利得の多い順に、上位100分の10に相当する利用者(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)及び下位100分の10に相当する利用者(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を除く利用者(以下「評価対象利用者」という。)とする。

上位10%と下位10%を除いて計算!

※除いて10人に満たない場合は?

除く前が、「評価対象者」、除いた後が「評価対象利用者」と呼び分けているので、除く前で10人いればよいと思われる

ただし、その2

ホ 他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者については、リハビリテーションを提供している当該他の施設や事業所と連携してサービスを実施している場合に限り、ADL利得の評価対象利用者を含めるものとする。

LIFEへの登録

(2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月（以下「評価対象利用開始月」という。）と、当該月の翌月から起算して六月目（六月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月）においてADLを評価し、その評価に基づく値（以下「ADL値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。



事務連絡より

(1) LIFEへの情報提出頻度について

利用者等ごとに、評価対象利用開始月及び評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月の翌月10日までに提出すること。

なお、情報を提出すべき月においての情報の提出を行っていない事実が生じた場合は、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出を提出しなければならないこと。

(2) LIFEへの提出情報について

事業所・施設における利用者等全員について、利用者等のADL値（厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第16号の2イ(2)のADL値をいう。）を、やむを得ない場合を除き、提出すること。

ただし、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目にサービスの利用がない場合については、当該サービスの利用があった最終の月の情報を提出すること。

経過措置

(ADL維持等加算に係る経過措置)

第五条 令和三年三月三十一日において現にこの告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハまでの注12又はこの告示による改正前の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイの注11に係る届出を行っている事業所であって、この告示による改正後の指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハまでの注12又は指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイの注14に係る届出を行っていないものにおけるADL維持等加算(Ⅰ)の算定については、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。この場合において、この告示による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハまでの注11及びこの告示による改正前の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイの注12中「ADL維持等加算(Ⅰ)」とあるのは、「ADL維持等加算(Ⅲ)」と読み替えるものとする。

経過措置1（通所）

通所介護で3月末現在、ADL維持等加算（Ⅰ）＝3単位を算定していて、新たな届け出をしない場合、ADL維持等加算（Ⅲ）が令和五年三月三十一日まで算定できる

経過措置（通所、特定、特養）

2 **令和三年四月三十日までの間は**、この告示による改正後の指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハまでの注12及び特定施設入居者生活介護費のイの注8、この告示による改正後の指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注13並びにこの告示による改正後の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイの注14、認知症対応型通所介護費のイ及びロの注9、地域密着型特定施設入居者生活介護費のイの注7並びに地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のイからニまでの注13の適用については、「翌月から12月以内の期間」とあるのは、**「翌月から12月以内の期間又は満了日の属する年度の次の年度内」とし**、この告示による改正後の厚生労働大臣が定める基準に適合する利属する年度の次の年度内用者等第十五号の二及び第二十八号の三の適用については、これらの規定中「ADL維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して十二月までの期間」とあるのは、**「ADL維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して十二月までの期間又はADL維持等加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十二月までの期間」とする。**

経過措置2（通所、特定、特養）

- 令和三年四月三十日までの間は
- 加算が算定できる期間は、「翌月から12月以内の期間又は満了日の属する年度の次の年度内」とし、
- 評価対象期間は「ADL維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して十二月までの期間又はADL維持等加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十二月までの期間」とする

通所解釈通知より

△ 令和3年度については、評価対象期間において次のAからCまでの要件を満たしている場合に、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月

(令和3年4月1日までに指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注12に掲げる基準(以下この①において「基準」という。)に適合しているものとして都道府県知事に届出を行う場合にあっては、令和3年度内)

に限り、ADL維持等加算(I)又は(II)を算定できることとする。

※4月1日までに届けたら、令和3年度中(令和4年3月まで)算定可能

※その場合の評価期間の特例は後述

※4月2日以降の届け出は、そこから12か月算定可能

※ただし、A～Cを満たすこと

A 大臣基準告示第16号の2イ(1)、(2)及び(3)並びにロ(2)の基準(イ(2)については、厚生労働省への提出を除く。)を満たすことを示す 書類を保存していること。

B 厚生労働省への情報の提出については、「科学的介護情報システム(LONG-TERM CARE INFORMATION SYSTEM FOR EVIDENCE)」(以下「LIFE」という。)を用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老老発0316第4号厚生労働省老健局老人保健課長通知)を参照されたい。

サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(PPLAN)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(DO)、当該実施内容の評価(CHECK)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(ACTION)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

C ADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定を開始しようとする月の末日までに、LIFEを用いてADL利得に係る基準を満たすことを確認すること。

評価対象期間の特例

ト 令和3年度の評価対象期間は、加算の算定を開始する月の前年の同月から12 月後までの1年間とする。ただし、令和3年4月1日までに算定基準に適合しているものとして都道府県知事に届出を行う場合については、次のいずれかの期間を評価対象期間とすることができる。

A 令和2年4月から令和3年3月までの期間

B 令和2年1月から令和2年12月までの期間

つまり、

通所、特定、特養とも、新ADL維持等加算（Ⅰ）、（Ⅱ）の令和3年4月からの算定は可能な場合がある

ただし、さかのぼってLIFEへの登録が必要

通所については、旧ADL加算（Ⅰ）を算定していた場合、LIFEへの登録をしなくとも、新ADL加算（Ⅲ）が算定可能

ポイント

- 通所介護、特定施設、特養における、ADL維持等加算の算定には、LIFEへのデータ提出が必要です
- ADL維持等加算は、いわゆるアウトカム加算です。利用者のADLが全体として維持・向上されている場合に利用者全員に算定できます
- 通所系サービスの方は、慣れていらっしゃると思いますが、一部要件が変更されています
- また、通所系サービスは、経過的な加算(加算Ⅲ)が算定可能です
- 通所、特定、特養とも新加算を4月算定可能な場合があります
- 提出頻度は、評価対象利用開始月及び評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月の翌月10日までに提出です
- フィードバックによるPDCAサイクルが必要です